

平成 27 年 1 月以降、**相続税の基礎控除額**が引き下げられます。

**相続税に関するご相談には税理士が応じます。**

上尾支部では、相続税の無料税務相談を行っております。

開催日時 毎月第一木曜日 午前 10 時～午後 3 時

※ 都合により日程が変更になる場合もございますので、予約の際  
にお問い合わせください。

対象となる方 税理士又は税理士法人が関与していない方

相談会場 関東信越税理士会上尾支部 事務局  
上尾市上平中央三丁目 40 番地 6

お申込み 税理士会上尾支部 TEL 048-776-8777

\*完全予約制として一人の納税者につき一時間を目安とさせていただきます。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

## にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。<sup>(注)</sup>

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。